

## 自治体教育政策研究への受益圏・受苦圏論の適用可能性

小林, 昇光  
九州大学 : 大学院生

<https://doi.org/10.15017/1807600>

---

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 19, pp.37-43, 2017-03-27. 九州大学大学院人間環境学府(教育学部門)  
教育経営学研究室/教育法制論研究室  
バージョン :  
権利関係 :

# 自治体教育政策研究への受益圏・受苦圏論の適用可能性

小林昇光

(九州大学／大学院生)

- I 研究目的
- II 受益圏・受苦圏論の態様
- III 考察

## I 研究目的

本稿の目的は、環境社会学者である梶田孝道(1979)が提起した<sup>(1)</sup>、大規模事業分析枠組みである「受益圏・受苦圏論」を検討することによって、自治体教育政策研究における分析概念の獲得を試みることである。

近年、我が国では「地域とともにある学校づくり」などの学校教育を起点とした、地域社会の活性化を志向する教育政策が取り込まれつつある。これまでに、学校と地域の連携実施に伴う成果や課題について、事例研究が数多く蓄積されてきた(例えば柏木 2002、諏訪・渥美 2006、大林 2015、仲田 2015a 等)。特に、本稿で主たる対象として捉えている、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)に関する先行研究では、特に、諸制度(施策)が学校運営にいかなる影響を与えているのかについて検証をすることに焦点化されたものがあった。

だが、学校―地域の連携に関する研究については、諸制度(政策)を導入する主体である自治体教育行政、更には自治体行政の取り組み策として、自治体教育政策を捉えることに注力していたとは言いがたく、先行研究は、「学校・家庭・地域」の三者間の関係を検討したものが主で、子どもの発達への影響や、委員間関係などに検討の比重が置かれていた。

昨今における学校運営協議会制度の導入をはじめとした自治体教育政策は、子育て支援政策、地域活性化戦略に代表されるように、「総合地域政策」と連動していることが指摘されている(玉井 2016:136-138)。特に、市町村自治体内の全公立小学校・中学校において、学校運営協議会制度や関連施策を導入するなどして、実施する事例が増加

しつつある<sup>(2)(3)</sup>。このことから、学校運営の動態を捉えるかたちの事例研究に留めるのではなく、自治体教育行政から単位学校までを視角として捉える分析枠組みが必要となることが想起できよう。

但し、分析枠組みを探求するにあたり留意しなければならない指摘が幾つかある。例えば姉崎(2014:137)は、『『学校支援地域本部』、『コミュニティ・スクール論』』をはじめとした諸論には、「学校と社会教育、学校と地域住民の関係」には、「対等平等性がなく」、「非対称性」が存在することを提起しており、「ある種の学校的秩序、規範に社会教育、地域住民が『自主的』『主体的』な協力を強いられる政策枠組み」であることを指摘している。また、荒井文昭(2015:107)は学校運営協議会制度に対して、「家庭―学校―地域が一体となった『人づくり』あるいは『地域づくり』に変化して」いることを危惧する。更には、「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の活用を通じ、社会総がかりで学校教育の質を高めることが重要である」と提言する中央教育審議会答申(2013年12月13日)を引きながら、学校運営への保護者、地域住民の参加が「“コミュニティ形成”への地域社会の総動員に変化」したことを指摘する。姉崎と荒井の指摘から、社会教育分野はもちろんだが、近年の教育政策が目指す方向に、地域社会が無尽蔵に取り込まれており、ある種の「住民動員」的構図が展開されていると想起できるだろう。このような、学校や地域社会という「コミュニティ」の場に、「責任が封じ込められる」ことに対して、仲田(2015:b)は、行政責任の没却を問題視している。

では、教育政策における地域住民は、このような急な学校支援拡大の流行や教育を通じた地域づくりに対して、果たして十分な用意はあるのだ

ろうか。また、実際に諸施策が導入された学校と地域社会の関係性はいかなる状況にあるのだろうか。先行研究では、地域社会というアクターは学校や保護者に対して優位な位置につくことが実証されていた(仲田:2015a)。だが、大規模な調査研究を含めてみても<sup>(4)</sup>、地域社会が学校との連携において抱えている困難性などは十分な検討がされているとは言い難い。

そこで本稿では、諸施策を実施することで、行政側が利益(受益)を得ようとする反面で、事業を実施することによって伴う「受苦」の様相を描出するなど、先行研究とは異なる観点から自治体教育行政、学校、地域社会のインタラクションを捉えるにあたり、「受益圏・受苦圏論」の検討を行い、自治体教育政策研究への適用可能性を検討することとしたい。

まず、はじめに受益圏・受苦圏論を手掛かりとしながら事例研究を行っている先行研究、同論を理論的検討に検討している文献を可能な限り概観し、その特性を把握する。次に、把握した特性がどのようなかたちで、自治体教育政策研究に適用するのか、また、問題点はいかなるものかについて考察を行う。以上の作業を踏まえて、従来の自治体教育政策研究において採用されていない視角から、教育行政、学校、地域社会の関係を分析することの有効性を提示することとしたい。

## II 受益圏・受苦圏論の態様

### 1. 受益圏・受苦圏論の出現

受益圏・受苦圏論が出てきた背景には、高度経済成長期に数多く開発された、コンビナート開発、高速道路、新幹線開発、空港開発などが原因となって発生する「受益」と「受苦」の関係性を語る際に用いられるようになった。このような問題は「大規模開発問題」(梶田 1988:3)と呼ばれており、梶田は「広範囲な社会システムの要請から発せられた形で、特定の局地的地域に社会的意味をおびた巨大な資本投下がなされて、その結果、一部の地域に大きな構造的緊張を生んでいる」ことを問題視していた(梶田:前掲)。つまりは、「広範囲にわたる国民が希薄化された利益を享受する一方で、一部の地域住民には致命的ともいえる犠牲が及ん

でいる」(梶田:前掲)という事実を描出する表現であった。この頃、「社会的需要の飛躍的増大」(梶田前掲:4)という言葉に体现されるように、高度経済成長に伴う様々な公害問題等が発生していた。

例えば、交通網の整備拡充に代表されるような「社会的需要」に行政側は応えようとして、新幹線開発が進められ、様々な成果が挙げられた。だが、それは住民生活への影響を最大限配慮しないままに、行政は開発を進めたため、全国各地で発生する公害問題の発生へとつながることになる。この場合、行政と住民の双方が、異なる言い分を衝突させることとなる。

### 2. テクノクラートの視角と生活者の視角

梶田は、公害問題が発生している様相を検討するにあたり、「経営主体」、「生活主体」の2つに大別した。経営主体は「諸主体の利害・要求を調整し全体を考量することを通じてそのシステムを制御する」(梶田 1979:257)ものとしており、これを「行政」、または「テクノクラート」として設定した。

一方で、生活主体は経営主体とは反対に、複数の諸主体から形成されるシステム内で生活と労働をしているとして、「自己の利害・要求を提出する主体」、「自己自身が直接的・間接的に感受する切実な利害・要求を行動の原点に」おいている存在を「生活者」として置き換えた。特に、テクノクラートについては、先に述べた利害全体の考量と調整を自身の課題にすると同時に、「政策の『体系的整合性』の必要性を強調し、すべての利害・要求を『部分的な』もの」として、これらを「『全体的』文脈の中で相対化する」(テクノクラートの視角)ことを指摘している。

さて、このようにテクノクラートと生活者という2つの視角が設定されたわけだが、梶田によれば、両者は大規模開発問題を「把握」・「体験」するにあたり、「異質な問題」として捉えることを指摘している。例えば、テクノクラートは「最適化及び問題」、「経営問題」として社会問題を捉えており、生活者は、「(被)支配問題」、「(被)抑圧問題」として把握・体験しているため、社会問題の把握・体験の仕方に「根本的な差異が存在する」ことを指摘する。この把握と体験のずれが、テクノクラートから生活者を見たときに、「社会全般へ

の配慮を欠いた、「自己利害にのみ固執する」人間だとして見なすことにつながり、生活者からテクノクラートを見た場合には、「支配」の意志としてみるなど、両視角の把握・体験の仕方には「溝」が存在することを指摘している。

### 3. 受益圏・受苦圏論の特徴

#### (1) 「欲望」と「領域性」

1節で記述したように、受益圏・受苦圏論が成立する背景には、開発問題における行政と住民、換言すれば、テクノクラートと生活者という視角があり、双方の間に溝が存在していることを確認した。3節では、2つのテクノクラートと生活者というアクターの関係性について事例を基に捉えることで、受益圏・受苦圏論の本質に迫ることとしたい。

梶田は、受益圏を「加害者ないしは受益者の集合体」であり、受苦圏を「被害者ないしは受苦者の集合体」として定義している。具体的な記述は下記①のようになる。

#### ① 「欲望」の充足・不充足、「機能要件」の充足・不充足

ここにおける欲望は、当該システムを構成するメンバーに適用される概念で、機能要件は「当該システムそれ自体の観点から使われる概念」とした。具体例として、受益圏は新幹線の「速さ」等を享受しようとする欲望や機能要件を持ちうる人々であり、反対に受苦圏は、新幹線建設に伴って、生活環境が保持できなくなる人々をさしている(梶田 1979)。

#### ② 領域性(梶田 1988:10) :一定の空間的拡がりをもった「地域的な集合体」

領域性における受益圏は、新幹線問題で例示すると、「新幹線を利用する全国に分散する国民」としており、受苦圏は新幹線開発に伴って、生活環境が損なわれる住民を指していた。例えば帯谷(2002)は、受益圏と受苦圏を論じるうえで、地域的に重なっているか、欲求の充足・不充足が同一主体で共有されるかが重要だとしている。また、地域的に受益圏と受苦圏が重なっているか否かで、解決可能性が異なることを指摘する。そして、ダム建設を例にしながら詳細に説明をしており、水没する地域である「上流＝農山村」、治水・利水の恩恵を受ける「下流＝都市」として例示し、受益

圏は下流、上流が受苦圏として説明をしていた。この例示では、受益圏と受苦圏が重なることなく、分離している(帯谷前掲:55)様子が見受けられる。

#### (2) 圏域の「分離」と「重層」

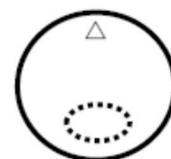
梶田が「圏」という表現を選んだ理由に、「ある属性の有無によって受益者と受苦者がほぼ明確」に区別され、圏域の境界線を境に明確な格差が存在しており、それが「参入障壁」となることを指摘する。それは、受益と受苦の関係は「非対称の関係」にあることが理由としており、①「凝集して組織化されている場合」と、②「分散して、はっきりしていない場合」の存在を考慮しているのである。

例えば受益では、①は、いわゆる「圧力団体」と呼ばれる組織が例示できるとしていた。だが、②では、明確に受益者が特定できずとも、欲求や機能要件が明確であれば、「受益の集約的代弁者」として公的機関が登場することを主張している。

反対に受苦圏では、①の場合だと、「公害反対運動」のようなかたちで受苦者が団結すれば、「かろうじて」利害を表明することが可能であるとの見方を示している。だが、②のような分散型であれば、即時的に「集約的代弁者」は存在しないとして、被害・受苦が放置されると言及している。

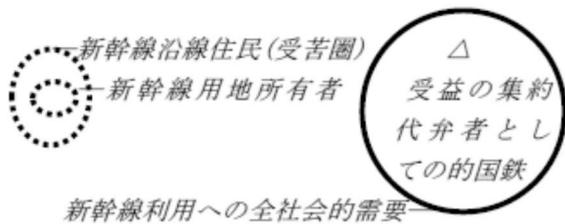
以上のような前提をもとに、梶田は、受益圏は「利害表出回路」を持つが、受苦圏には「明示的・制度的には」表出回路が存在しない場合が多いとして結論付けている。また、受益圏と受苦圏が双方とも分散して、圏域の境目が不確かな場合は、「集約的代弁者」(テクノクラート)が持つ意味合いが重要になるとしている。更に、当時の通産省や運輸省等で例示しながら、公的・準公的機関は「受益に焦点をあわせて設定された受益調整機関である場合が多く」、相対的に、受苦には「鈍感」と説明している。このようにして、受益の集約的代弁者は存在するものの、受苦の集約的代弁者が存在することの希少性を述べていた。

図表 1 受益圏と受苦圏の基本概念



(受益圏 : ○ 受苦圏 : ◌ 受益の集約的代弁者 : △)

図表2 「新幹線公害」における受益圏と受苦圏(梶田 1988:14 図 1-3 より抜粋し、一部修正)



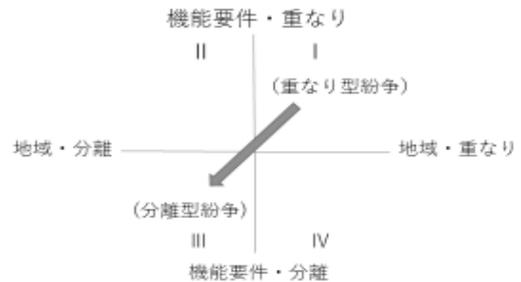
梶田らによる諸論は、近年における教育政策動向に連関する部分がある。まず、先行研究に視点をあてると、教員による地域運営学校の成果認識について調査を行った大林(前掲:56-57)は、教員が一定程度、地域社会との関係が「近づいた」との見解を示す回答が大勢であることを示した。一方で、教員の業務負担の軽減については、極めて低調であり、学校運営協議会の設置によって業務負担が軽減されたとは言い難い結果が示されていた。このことから、大林は学校運営協議会の設置によって教員の負担が増大したことを指摘している。また、仲田(2015a)は、コミュニティ・スクール化に伴う保護者の過剰負担や、子どもが学校に在籍していることによる学校支援の当然視が発生することを問題視していた。このように、先行研究においても、全社会的需要を企図した政策目標が打ち出されて、実施に移された場合には、教員や保護者は、梶田が示したような希薄化された受益を享受し、受苦圏に位置づくという風に捉えることも可能かもしれない。

また、今後の研究課題として着目する必要性があるのが、地域(社会)住民の負担や葛藤である。地域住民代表として学校運営協議会に委員として参加する自治会長が、学校から支援協力を要請されることで、地域住民を動員するなどして学校支援を行う必要性が生じるため、この段階で受苦が発生することが考えられる。このように、学校支援を行うことで、「地域人材の育成」という「即時性のない社会貢献」を行うことで、希薄化された受益を享受することが予測される。その際に、受益を享受する主体として、学校、そして、テクノロジーとしての教育行政の存在が考えられる。だが、実際に学校支援を行う地域住民たちからは、自らが享受する直接的な受益が希薄であるため、自治会長などの代表者に対して不満が向けられる

ことも予期できる。

そして、事例研究をするにあたり、着目しなければならないのが、図表1と2に示すように、受益圏・受苦圏は「分離型」、「重層型」の2つが存在していることである。

図表3 重なり型紛争と分離型紛争(梶田 1988:12 より抜粋)



梶田(前掲)は、受益圏と受苦圏が重なりあった中で発生する紛争を「重なり型紛争」、分離しあった中で発生する紛争を「分離型紛争」と定義した。重なり型紛争を説明する際に、ゴミ処理工場を例に説明しており、「ゴミ処理」、「ゴミ汚染のないきれいな環境の保持」という2つの機能要件が発生することで、両方の充足を目指すゆえに、地域住民の中で「主体内葛藤」として顕在化するとした。しかしながら、ゴミ汚染においては、「住民の自覚」や、「ゴミ処理需要(欲求)への自己制御のメカニズムが作動しやすい」としており、紛争の深刻化を防ぐことが可能になることを提起する。

だが、新幹線公害に代表されるような分離型紛争においては、このようなメカニズムが作動しないことを述べる。梶田は図表2に示すような、「広範囲な社会の要請によるもの」で、受苦圏が拡散しているようなこの構図は、一部に被害が集中しているため、「受益圏と受苦圏がはっきり分離している」として、分離型紛争と位置付ける。新幹線公害に関して言えば、全国へと「問題連関」が拡大しているため、「全主体による共通の了解が得られにくい」と述べている。

特に、受益圏と受苦圏の「空間的・社会的距離」が大きいため、新幹線の利用者と建設省は自らが実施することがどのような「随伴結果」を生じさせて、新幹線沿線の住民に「いかなる犠牲を強いているかについて無感覚・無責任になりやすい」ことを問題視する。更に、このような分離型

紛争の特徴について、当事者性について薄いものが多いため、大部分の人々には負担や犠牲を強いているという自覚が欠落していることを付言している。また、受益の集約的代弁者であるテクノクラートが前面に登場することで、被害をうける者との間に、問題に対する視角の相違が生じ、テクノクラートは問題そのものを「経営問題」として受け止めて、対処にあたるとした。

圏の区分け、型については先述した通りだが、受益圏と受苦圏が重なり合う場合（重層化）について、行政の受益調整機能を捉えた具体的な事例が指摘されている。帯谷（前掲:64-65）は、開発計画の長期化に伴って、行政側が提示した「青写真（帯谷前掲:59）」、つまりは地域整備を行うことによるメリットを地域住民側に提示することで、地域住民の受益・受苦認識、計画に対する意味づけが変容した事例を取り上げて、受益圏と受苦圏が重層化する可能性を提起していた。帯谷が行った事例研究からは、受益圏と受苦圏の構造が変化ないしは複雑化することが読み取れると同時に、行政サイドによる「利害調整」が機能しているとも見て取れる。

梶田や帯谷が示したように、受益圏・受苦圏形成の内実には、行政のような公的機関、テクノクラートの存在を捨象することはできず、更には、受益圏には特有の利害を表出することができる回路を持ち合わせていることを確認した。このことから、行政が社会的需要を踏まえたうえで行う事業や計画には、受益の利害表出は可能であるものの、ある種、行政にとって「都合」が良くないものである受苦については、利害が表出することが難しいものであると理解できる。

先述してきた受益圏・受苦圏論の特徴を踏まえて、自治体教育政策や自治体教育行政の動態に照らし合わせた際に、受苦を受けている者はどのようにして、その声を自治体教育行政に「表出」させるのだろうか。

### Ⅲ 考察

概観してきたように、受益圏・受苦圏論は地域レベルにおける問題構造の描出や分析に用いられるケースが多い。例えば中澤（2009）は、受益圏・

受苦圏論の特徴として、多様な下位概念が設定されていることを評しており、角（2003）を引きながら、「多様な事例分析の中から派生する下位概念群によって、個別の事例もしくはイシュー・エリアにおける構造解明を可能にするもの」であるとしている。このことは、大規模開発問題や環境問題を通じて構築された概念ではあるものの、これを応用することに関しては、「他の社会事象の分析へ広く開かれている」として、開発問題に分析対象を限定せず、あらゆる社会事象にこの概念が見いだせることを提起していた（角前掲）。では、自治体教育政策研究において、いかなるかたちでこの理論を適用させることができるのだろうか。

#### 1. 先行研究との異なる視角

受益圏・受苦圏論を検討していく中で、自治体教育政策研究への適用可能性について検討するためのエッセンスがいくつか確認できた。その一つが、地域社会の「問題」における、「行政」というアクターの存在を明確に位置付けたうえで、問題構造の分析を行っていたことである。このことは、教育学における、教育行政、学校、地域といった三者は、梶田が提唱した枠組みにおけるアクターの設定と相同的である。梶田は、公共事業を実施するテクノクラート（行政）と、公共事業への「協力」を要求される生活者（地域社会）という構図を描いており、公共事業実施において生じる受苦と受益という帰結を説明していた。この概念を自治体教育政策研究に援用することで、これまで教育行政学において捨象されてきた、学校と地域の連携という施策の実施場面に適用して分析することで、教育行政実務や教育実践における問題の構造化を図り、政策導入や政策実施、制度設計の修正に対してインプリケーションを与えることが期待できるだろう。

先に述べたように、テクノクラートの視角と生活者の視角、経営主体と生活主体という二項対立的構図を描出する点が、受益圏・受苦圏論の特徴の一つであった。受益圏・受苦圏論では、主に公害問題のような事象について、被害を受けている者は「自己の利害・要求を提出する主体」、「自己自身が直接的・間接的に感受する切実な利害・要求を行動の原点に」おく存在である生活主体、「利害・要求を調整し全体を考量する存在」としての

経営主体によって、対立構図を描いていた。これらから読み取れることとして、地域における問題構造を分析していくうえで、行政の存在が検討の俎上に置かれていることである。確かに、「テクノクラート」による、取り組みによって問題が発生しているものの、自治体教育政策や地域における教育経営の場で、行政、テクノクラートがどれほど意識されてきたのだろうか。これまで行われてきた自治体教育政策論議、更には、地域レベルの教育経営の主体として見た時の学校―地域の関係は、過去にも検討されている(例えば小松郁夫 2002、堀内 2002、水本 2002 等)。だが、いずれにおいても、学校―地域というこの関係図式の中に、自治体教育行政の動態が盛り込まれていない。その点で言えば、受益圏・受苦圏論には、自治体教育政策下における、学校、家庭、地域、自治体教育行政、特に、自治体教育行政と地域社会を同一の画角に組み込むことで、動態の説明や事象の分析が平易になることが期待できるかもしれない。

## 2. 応用可能性と分析可能性の「相異」

しかしながら、受益圏・受苦圏論を分析概念として採用するにあたり、角(2002)は、概念の応用可能性の広範性は保証しつつも、概念の応用可能性と分析可能性の相異については留意するように促している。その理由に、大規模開発以外の事例研究が不足していることが大きな理由である。特に、大規模開発に関する「分析対象が他の事象・イシュー・エリア」に対して、分析可能性を開いているかについて疑義を呈しているのである。そのため、「今後の応用例の豊富化」を目指すことで、概念の有効性や限界について検討を重ねていく必要である(角前掲)。

## 3. まとめにかえて

本研究の目的は受益圏・受苦圏論の自治体教育政策研究への適用可能性について検討することであった。そのため、自治体教育政策研究、延いては教育行政学研究、教育経営学研究における分析概念(分析枠組み)として事例研究に適用させることを指向していたため、受益圏・受苦圏論を包括的かつ精緻に検討できていないことを課題としてまず挙げたい。この課題を踏まえたうえで、適用可能性について論究したい。

玉井(前掲)を引きながら冒頭で示したように、自治体教育政策は、今後は地域政策(公共政策)とも密接な関りを持ちながら展開されていくことが予想されている。更には、「社会教育が独自の展開できる状況ではない(玉井前掲)」という、教育政策の方向性に関する指摘を踏まえれば、一層、教育行政、学校、地域社会の距離が近づいていき、多種多様なアクターによる問題の発生も予測することができるだろう。そこで、受益圏・受苦圏論を適用しながら、自治体教育政策について検討することで、より公共政策的なインプリケーションを導出することを可能にして、やがては地域社会計画にも示唆を提供するなどして、展開していくことが必要となるかもしれない。

かつて、青木栄一(2011)は教育行政学における研究方法論について、学会(界)レベルで多様なディシプリンを採用することで、教育行政学の外延を形成することを指向していた。本論で検討した受益圏・受苦圏論を適用した研究スタイルも、教育行政学の外延を形成する一助になり得るかもしれない。但し、留意しなければならないのは、「教育行政の分析を念頭に置いてはいない分析枠組みや分析手法を教育行政に接ぎ木する」ため、「移入に際しては慎重である必要がある」という指摘である(青木前掲)。

今後は、受益圏・受苦圏論をより、自治体教育政策研究、教育行政学研究・教育経営学研究への適用度を高めるために、「応用例の豊富化(角前掲)」を指向しながら事例研究を蓄積していき、適用可能性について考究していくこととしたい。

## 【注】

- (1) 本稿では、「梶田(前掲)」は1988年に発表された文献を指す。
- (2) コミュニティ・スクール研究会編(2012)『コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組みの成果検証に係る調査研究報告書』は、
- (3) 市町村内に設置する公立小中学校全てをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会の数を見ると、79市区町村に上っている。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/com](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/com)

munity/shitei/detail/1372303.htm

(確認日:2016年12月19日)。

- (4) また、様々なかたちで類似の制度や実践が存在していることも考慮に入れる必要がある。

「公立小・中・義務教育学校における地域住民等による学校運営・学校教育活動への参画等の状況」。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/shitei/detail/\\_icsFiles/afielddfile/2016/06/16/1372303\\_04.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/_icsFiles/afielddfile/2016/06/16/1372303_04.pdf)

(確認日:2016年12月19日)。

### 【引用・参考文献】

- ・ 青木栄一(2011)「方法としての比較を用いた教育行政学のリノベーション」『教育学研究』78巻第4号、374-385頁。
- ・ 姉崎洋一(2014)「構造改革下の自治体教育政策をめぐる動向(2) 構造改革下における社会教育政策をめぐる課題」『日本教育政策学会年報』第21号、130-139頁。
- ・ 荒井文昭(2015)「構造改革下の自治体教育政策をめぐる動向(3) 構造改革下の教育危機と教育政策研究の課題 『東京の教育』をめぐる問題から」『日本教育政策学会年報』第22号、102-112頁。
- ・ 大林正史(2015)『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版。
- ・ 帯谷博明(2002)「ダム建設計画をめぐる対立の構図とその変容—運動・ネットワーク形成と受益・受苦に注目して—」『社会学評論』第53巻2号、197-213頁。
- ・ 梶田孝道(1979)「紛争の社会学—『受益圏』『受苦圏』—大規模開発問題におけるテクノクラートと生活者—」『経済評論』1979年5月号、日本評論社、101-120頁。
- ・ 梶田孝道(1988)『テクノクラシーと社会運動 現代社会学叢書』東京大学出版会。
- ・ 柏木智子(2002)「学校と家庭・地域の連携に関する一考察—子どもへの効果に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第44号、95-107頁。
- ・ 小松郁夫(2002)「新モデル校としての『コミュニティ・スクール』(〈特集〉学校と地域の関係の再構築)」『日本教育経営学会紀要』第44号、43-53頁。
- ・ コミュニティ・スクール研究会編(2012)『コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組みの成果検証に係る調査研究報告書』。
- ・ 諏訪晃一・渥美公秀(2006)「教育コミュニティづくりとハビタント—地域への外部参入者としての校長—」『日本教育経営学会紀要』第48号、84-99頁。
- ・ 玉井康之(2016)「日本における地域・家庭・学校をつなぐ社会教育行政の展開」、日本教育行政学会編『学会創立50周年記念 教育行政学研究と教育行政改革の軌跡と展望』、131-138頁。
- ・ 角一典(2003)「受益圏/受苦圏概念に関する省察—可能性と課題—」『北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編』第53巻2号、79-89頁。
- ・ 中央教育審議会(2013)「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(中央教育審議会第166号)  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afielddfile/2013/12/18/1342455\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2013/12/18/1342455_1.pdf) (確認日:2016年11月5日)。
- ・ 中澤高師(2009)「廃棄物処理施設の立地における受苦の『分担』と『重複』—受益圏・受苦圏論の新たな視座への試論—」『社会学評論』第59巻4号、787-804頁。
- ・ 仲田康一(2015a)『コミュニティ・スクールのポリテイクス—学校運営協議会における保護者の位置—』勁草書房。
- ・ 仲田康一(2015b)「社会変動と学校—地域連携研究の課題—」『健康プロデュース雑誌(常葉大学)』第9巻第1号、131-136頁。
- ・ 堀内孜(2002)「教育改革における学校と地域の再編(〈特集〉学校と地域の関係の再構築)」『日本教育経営学会紀要』第44号、12-21頁。
- ・ 水本徳明(2002)「教育経営における地域概念の検討(〈特集〉学校と地域の関係の再構築)」『日本教育経営学会紀要』第44号、2-11頁。